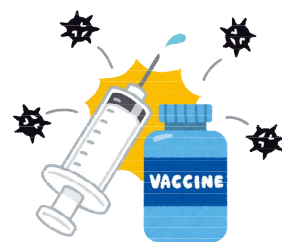


新型コロナウイルス感染症(COVID-19) ワクチンについて



世界的にCOVID-19の感染拡大がすすむなか、昨年12月より欧米でワクチン接種が始まりました。日本では2月下旬頃から予定されており、ワクチンに期待されている方も多いかと思いますが、しかし効果や副作用（副作用）に対して様々なご意見もあります。いざワクチンを接種できる番が来た時に「政府が勧めているから接種する」のではなく、正しい知識を持たれることが大切かと思っています。そのために、大阪ファルマプランでは、1月時点で分かっているワクチンに関する情報をお伝えしたいと思います。ご不明な点がありましたら、お近くの薬剤師までお気軽にお尋ねください。

【ワクチンとは】

ワクチンとは、病原体や細菌が作る毒素の力を弱めたり、無くしたりした人工的に作られた製剤（医薬品）です。

からだの免疫の仕組みを呼び起こして病原体に対する抵抗力を強くさせます。

ワクチンは、感染症を未然に防ぐことを目的に作られるもので、感染症ごとに異なるワクチンがあります。現在のところワクチンで予防できる病気は、はしか（麻疹）やインフルエンザなど26種類あります。

【ワクチンの効果はどれだけ持続するの？】

これはワクチンの種類によって大きく異なります。ワクチンの当初の効果が50%以下に弱まる時間を「効果持続期間」と言いますが、はしか（麻疹）では50年以上、おたふく風邪では20年程度、インフルエンザでは4ヶ月程度で、今回のCOVID-19ワクチンは未だ明らかになっていません。

【今年中に日本で使用可能なCOVID-19ワクチンについて】

日本政府は、米ファイザー、米モデルナ、英アストラゼネカの3社から合計2億9千万回分のワクチンを調達しました。これらのワクチンはmRNAワクチンという種類で、これまでにない**全く新しいタイプ**です。従来型のワクチンでは、ウイルスを不活化（弱毒化）したものを注射することで体内でウイルスに対する抗体を作らせます。mRNAやDNAといった核酸ワクチンは、ウイルスの抗原を遺伝子（mRNA、DNA）の形で注射し、人間の体の中でコロナウイルスの抗原となるタンパク質を産生し、免疫反応を起こすものです。ファイザーとモデルナのワクチンは超低温での保管が必要です。それは脂質膜にmRNAを入れていることから超低温でなければ安定性が悪いからです。アストラゼネカのワクチンはmRNAをウイルスベクターと呼ばれる無害のウイルス（運び屋）に組み込んでいることから、一般的なワクチンと同じような保管条件となっています。

【COVID-19ワクチンの臨床試験での有効率について】

マスコミ等で「ワクチンの有効率が95%」というセンセーショナルな報道がされました。ワクチンの有効率95%とは、一般的な医薬品のように100人がワクチンを接種したら95人が病気にかからないという意味ではありません。ワクチン接種によって、COVID-19を発症する危険性を95%減少させるという意味です。さらに、ワクチン接種によって重症化を防げるのかと、感染を他人に広げない効果については未だ明らかにはなっていません。以下に3社のワクチンの臨床試験での有効率についてご紹介します。

発症者数／接種者数(%)					
製薬会社	対象年齢	接種回数	接種群	非接種群	有効率
ファイザー	16歳以上	2回	8/18198 (0.04%)	160/18325 (0.87%)	95.0%
モデルナ	18歳以上	2回	5/13934 (0.04%)	90/13883 (0.65%)	94.5%
アストラゼネカ	18歳以上	2回	27/4440 (0.60%)	71/4455 (1.60%)	62.1%

【COVID-19ワクチンの安全性について】

一般的にワクチンは健康な人が接種することから高い安全性が求められています。COVID-19ワクチンで使用されているmRNAは体内で分解されやすく、比較的安全性は高いとされていますが、人間での応用は初めてであることから、長期的な安全性については何とも言えません。臨床試験での有害事象をインフルエンザワクチンと比較すると、注射部位の疼痛やアナフィラキシーショック、頭痛、発熱、倦怠感などが高い頻度で起こっています。臨床試験では多くても2万人程度からのデータしかないので、100万人に1人しか出ない有害事象は見つけることはできません。

また、ワクチンにより病状が悪化する「ワクチン関連疾患増悪」や、ワクチンによって作られた抗体で感染が増強する「抗体依存性増強」が起こる可能性もあることから、とくに新しいワクチンにおいては、長期的な観察が必要とされています。厚生省は1万人以上での追跡調査を計画されています。

【COVID-19ワクチン接種をどう考えるべきなのか】

日本感染症学会の「COVID-19ワクチンに関する提言」の内容をご紹介します。

「ワクチンも他の薬剤と同様にゼロリスクはあり得ません。病気を予防するという利益と副作用のリスクを比較して、利益がリスクを大きく上回る場合に接種が推奨されます。国が勧めるから接種するというのではなく、国民一人一人がその利益とリスクを正しく評価して、接種するかどうかを自分で判断することが必要です。」大阪ファルマプランの薬局・薬剤師は、そのための正しい情報を提供するために努力していますので、お気軽にご相談いただければ幸いです。

医療費控除をご存じですか？

医療機関や保険薬局でお支払された医療費（一部負担金など）や、薬局やドラッグストアで購入されたセルフメディケーション税制対象医薬品について、1年間で以下の金額を超える場合は、居住地の税務署に申告すると、税金が還付される制度があります。

1年間で大きな病気をされて入院されたり、定期的に通院をされ高い薬価のお薬を処方されて、以下の条件に合う方は「医療費控除」を、通常は医療機関を受診しないが、日常的に薬局やドラッグストアで該当する一般用医薬品を一定額購入された方は「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」を是非ともご活用ください。

なお「医療費控除」と「セルフメディケーション税制による医療費控除」は同時には申告できませんのでご注意ください。

【医療費控除】

2020年1月1日から12月31日の期間に支払われた医療費の総額から保険金などで補てんされる金額を引き、さらに10万円(但し所得が200万円までの方は所得合計の5%の金額)を引いた額が医療費控除額(最高は200万円)となります。

※医療費控除の対象となるものは、医療機関や保険薬局での一部負担金、助産師による分娩の介助費用、訪問看護・ヘルパーの費用などです。

※医療費控除の対象とならないものは、健康診断の費用、タクシー代、親族に支払う費用などです。

【セルフメディケーション税制による医療費控除の特例】

2020年1月1日から12月31日の期間に支払われた特定一般用医薬品等購入費の総額から1万2千円を引いた額が医療費控除額(最高は8万8千円)となります。

※特定一般用医薬品とは、医薬品の箱に右のマークが入っているものです。⇒

※この特例を申請される場合は、申請されるご本人が「健康の保持増進及び疾病の予防への取り組み」を行っていることが条件となります。



医療機関や保険薬局で年間10万円以上の支出がある方や、薬局やドラッグストアでセルフメディケーション税制対象医薬品(特定一般用医薬品)を年間1万2千円以上購入された方は、医療費控除の申告をすれば、いくらかでも税金が還付されますので、ご活用いただければと思います。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm>



一般社団法人 大阪ファルマプラン

あおぞら薬局、そよかぜ薬局、あおば薬局、すみれ薬局、すずらん薬局、なぎさ薬局、もえぎ薬局、あおぞら薬局淡路店、あおぞら薬局三国店、かがや薬局、なつめ薬局、こつま薬局、介護ショップふあるま

2021年 1月